

「子どもの製品安全パートナー」の募集要綱

近畿経済産業局
令和7年12月

1. 取組の背景・目的

令和6年6月、子ども用の製品による事故の未然防止を通じて、国内の消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、消費生活用製品安全法が改正され、「3歳未満向け玩具」を扱う事業者に対して国への届出や製品検査等が義務付けられることとなった。

そこで、近畿経済産業局では、子どもが製品を安全に使用できる環境を整備するために周知・啓発活動等の独自の取組を行っている企業・団体等を「子どもの製品安全パートナー」（以下、「パートナー」という。）として募り、応援することで、子ども用製品の安全性に対する意識の醸成を図り、子どもたちの笑顔を守る社会の実現に寄与することを本取組の目的とする。

2. 用語の考え方

この要綱における用語の考え方は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「子ども用製品」

主に乳幼児期（～未就学児）及び学童期（小学生）の子どものために製造されたものをいい、この考え方は、消費生活用製品安全法の「子供用特定製品」とは異なる。

なお、製品は衣類・日用品・文具・玩具・スポーツ用品等、子どもが使用することを目的に製造された製品であれば用品種別は問わない。ただし、医薬品・食料品、衛生用品、健康管理用品は対象外とする。

また、育児に際して保護者のみが使用する製品は、子どもが使用することが想定されないため対象外とする。

(2) 「消費者」

子ども本人に限らず、保護者等の「子ども用製品」の選定、購入、使用に関わる個人をいう。

3. パートナー

(1) パートナーの役割

子ども用製品を扱う企業・団体等として、消費者に向けた啓発活動・情報発信等を通じて、製品安全意識の醸成を図るとともに、製品安全に関する知見をパートナー間で共有することにより、ひいては社会全体の製品安全文化醸成への貢献が期待される。

(2) パートナーの要件

以下3つの要件を満たす企業・団体等であることを要件とする。

- ① 企業・団体等の本社・事務所等の所在地が近畿2府5県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）であること。しかし、イベント等を近畿2府5県で開催している場合はこの限りでない。

- ② 子どもの製品安全確保・事故防止を目的として、子ども用製品を使用する消費者を対象とした周知・啓発活動等を実施していること、又は実施しようとしていること。
- ③ 取組を現在継続して実施している、又は、直近1年間で実施する予定があること。

(3) パートナーの登録・公表

- ・登録を希望する企業・団体等から、登録申込書及び取組紹介書を、近畿経済産業局製品安全室（以下、「局」という）に提出するものとする。
- ・登録を希望する企業・団体等は、以下の登録カテゴリーから該当するものを選択して申込みを行う。ただし、登録できる取組は1団体、各カテゴリーにつき1つまでとする。

<登録カテゴリー>

A：消費者参加型の取組

B：SNS・HP等を活用した情報発信

C：その他子どもの製品安全確保に向けた取組

- ・局は、企業・団体等から登録の申込みがあった場合は、隨時受け付ける。
- ・局は、申込みの際に提出された資料に基づき、上記3.(2)の要件を満たすことが確認できた場合にパートナーとして登録を行う。
- ・局は、パートナーの登録を行ったときは、取組内容と共にその旨を局ホームページ等で公表する。

(4) パートナーの登録の更新・解除

- ・パートナーとして登録される期間は申込みの時から最初の10月末日までとし、局は、原則として1年に1回（毎年10月）、パートナーに対して登録内容の変更及び辞退に関する伺いの連絡を行う。変更や辞退の申入れがない場合は、自動的に更新するものとする。
- ・局は、辞退の申入れがあった場合、パートナーの要件を満たさないことが判明した場合又はパートナーに適さない特段の事情があると認められた場合には、上記の期間にかかわらず、パートナーの登録を解除することができる。また、登録を解除した場合には、公表内容を局ホームページ等から削除する。

4. その他

(1) パートナーのメリット

- ・組織内の製品安全意識の向上に繋がる。
- ・局ホームページ等に企業・団体名や取組内容が公表されることで、子どもの製品安全確保に高い意識を持っていることのアピールとなり、企業・団体等の信頼に繋がる。
- ・子どもの製品安全確保に取り組むパートナー同士の関係構築に繋がる。

(2) 局の役割

- ・局は、パートナーの取組が広く消費者に届くよう、必要な情報提供に努めるものとする。
- ・局は、パートナー同士及びパートナーと消費者の交流の場を提供する。